

Gard Insight

ノルウェー最高裁判所、直接訴訟におけるフォーラムショッピングに一撃を与える

こちらは、英文記事「[Norwegian Supreme Court strikes a blow against forum shopping in direct action](#)」（2018年7月10日付）の和訳です。

ノルウェー最高裁判所は、「シンガポール海峡での船舶の衝突に関する直接訴訟においては、ノルウェーの裁判所がルガノ条約に基づいて管轄権を有する」と結論づけた控訴裁判所の判決を取り消すという画期的な判決を下しました。



この訴訟手続きは、2015年12月16日にシンガポール海峡のインドネシア領海において発生した「STOLT COMMITMENT」号と「THORCO CLOUD」号との衝突が原因となったものです。衝突後、「THORCO CLOUD」号の船主と裸傭船者は、ノルウェーにおいて、「STOLT COMMITMENT」号のP&I保険会社である Assuranceforeningen Gard を相手取って直接訴訟を提起し、「STOLT COMMITMENT」号の船主と裸傭船者を直接訴訟に参加させるよう求めました（HR-2018-869-STOLT COMMITMENT 号事件）。

いずれの船舶も非ノルウェー企業が所有し、裸傭船していることから、紛争とノルウェーを結びつける要素は、P&I保険会社の所在地だけでした。最高裁判所に対して提起された疑問は、そのことは直接訴訟の管轄権を確定するに足る結びつきであるかどうか、もしそうであれば、直接訴訟は、ノルウェーとは関係のない STOLT 号側の企業に対する請求についての裁判管轄権を認めるよりどころとなり得るかどうか、というものでした。

THORCO 号側の企業の目的は、STOLT 号側の企業の所在地であるオランダの限度額に比べて、より高額なノルウェーの包括責任限度額による恩恵を受けることにあることは明白でした。言い換えると、訴訟手続きは、典型的な「フォーラムショッピング（法廷地漁り）」でした。

最高裁判決

最高裁判所の裁判官（5名中）の過半数を占める4名は、控訴裁判所は、ルガノ条約第2条第1項（被告に対する訴訟は、原則としてその所在地の裁判所に提起すると定めています。）に基づいて直接訴訟の管轄権を認めた点で誤りがあったと認定しました。その理由は、保険に関する事項はルガノ条約の第3節の管轄権に関する原則が専ら適用されるというものでした。したがって、第1節にある第2条第1

項の原則は適用できません。また、この4名の裁判官は、管轄権については、直接訴訟についての第3節の管轄権規定である第11条第2項が専ら適用されると結論づけました。

適用される国内法に従って直接訴訟が「認められて」いることが、第11条第2項に基づく裁判管轄権の要件です。したがって、準拠法の選択は、ノルウェーの準拠法選択の原則に従って行われなければなりません。

過半数を占める3名の裁判官は、控訴裁判所には、第11条第2項に基づく準拠法選択の検討に際して法律上の誤りがあったと判断しました。控訴裁判所が誤ったのは、ノルウェーの保険契約法第7章第6条(5)が準拠法選択の原則であると判断した点でした。この3名の裁判官は、異なる法的根拠に基づいて判決を支持し得るか否かを判断することは最高裁判所の法的権限の範囲外であるとし、また、控訴裁判所がさらに準拠法の選択を検討する場合には、準拠法の選択が別の確固とした原則から導かれるか、その代わりにイルマ・ミニオン・フォーミュラ (Irma-Mignon-formulae : 最密接関係地テスト) から導かれるかを検討しなければならないとし、いずれの場合においても、保険契約法の準備作業において示されている立法者の想定が重要視されなければならないと述べています。

過半数を占める4名の裁判官は、STOLT号側の企業に対する裁判管轄権については、これは、第11条第2項に基づく直接訴訟の裁判管轄権の存在が前提となることから、検討しませんでした。

ノルウェー法が適用されると仮定して、裁判所に管轄権が認められるには、被保険者が破産状態に陥っていることが第11条第2項に基づく要件であると2名の裁判官が認定したことは、注目すべき点です。これは、P&I約款の保険金額の規定は、被保険者が破産状態に陥っている場合を除き、ノルウェー法に基づく直接訴訟を認めていないからです。この2名の裁判官は、第11条第2項の下では、保険契約法第7章第8条(2)における破産状態の要件は、実体要件から裁判管轄権についての要件に変わったと判断しました。

1名の裁判官は、第11条第2項に基づく直接訴訟の裁判管轄権が存在する場合、被保険者の併合についての適切な根拠は第11条第3項であると認めました。また、同裁判官は、第11条第3項は、保険契約法第7章第6条(3)に基づいて併合が認められる場合の併合の根拠となるものであるとし、同規定は、直接訴訟において訴えられた保険会社のみで併合権を付与するものであって、第三者請求者に与えるものではないとの意見を述べています。

コメント

判決は、欧州全域の損害賠償保険会社にとって歓迎される明確化を提供するものであり、ルガノ条約第3節は保険に関する事項に適用される自己完結で排他的な規範であり、第3節に特に定めのない限り、第1節の総則または第2節の特別規定を頼らずに済むものと明確に判断しています。

このように、第三者請求者は、直接訴訟において第 2 条第 1 項に依拠することができず、第 11 条第 2 項に基づいて裁判管轄権を確立することができるに過ぎません。

第 11 条第 2 項に基づいて適用される準拠法選択の原則について、最終的な判断はまだ出されていません。しかし、ノルウェー法が適用されると仮定して、被保険者が破産状態に陥っていることが、第 11 条第 2 項に基づく直接訴訟に関する裁判管轄権の要件とされる可能性があります。

直接訴訟に被保険者を参加させる第三者請求者の権利についても、最終的な判断は出されていません。しかしながら、ノルウェー法が適用されると仮定して、第 11 条第 3 項に基づき、そのような権利は存在しないとされる可能性があります。

Wikborg Rein は、本事案において、Gard と STOLT 号側の企業を代理しており、Herman Steen と Kaare A. Shetelig が最高裁判所に出廷しました。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。